

## ○即時通報の承認に関する事務処理要綱

平成 8 年 6 月 1 0 日

( 8 千消予第 7 1 号)

改正 平成 1 1 年 3 月 2 5 日 1 0 千消予第 3 0 5 号

平成 3 1 年 4 月 1 9 日 3 1 千消予第 1 6 9 号

### 第 1 趣旨

この要綱は、即時通報の承認に関する規程（平成 8 年千葉県消防局告示第 2 号。以下「規程」という。）第 9 条の規定に基づき、即時通報の承認等に関する事務について必要な事項を定める。

### 第 2 承認申請の受付及び審査

- 1 消防署長（以下「署長」という。）は、規程第 4 条に規定する通報の承認申請があった場合は、申請書等の記載事項を確認し、文書整理簿（市訓令様式第 5 号）により受け付けるものとする。
- 2 署長は申請者が、次に掲げる事項について要件を満たしているかは、申請時の聴取等により確認するものとする。
  - (1) 申請防火対象物の管理について権原を有していること。
  - (2) 自動火災報知設備の設置及び維持管理について権限を有していること。
  - (3) 申請防火対象物に対して、消防隊が内部確認のために行う必要な破壊を承諾することができる、正当な権限を有していること。
  - (4) 申請者が、登録簿に登録された者（以下「登録者」という。）及び規程第 2 条第 9 号ただし書に規定する、登録者以外の者との委託契約者であること。
- 3 署長は申請防火対象物が、規程第 2 条に規定する要件に適合するか否か、別記 1 の「審査基準」により審査し、その結果に基づき承認の決定を行うものとする。

なお、審査は次に掲げる書類等により行うものとし、必要と認めるときは現地調査を実施するものとする。

- (1) 申請書の添付書類
  - (2) 査察台帳
  - (3) 消防用設備等点検結果報告書
  - (4) 自動火災報知設備等の設置届出書
- 4 審査に要する標準処理期間は、申請の受付日から起算し承認日までを 7 日間とする。

### 第 3 承認の決定

- 1 署長は、審査結果に基づき承認を決定した場合は、承認対象物台帳（様

式第1号)に必要事項を記録するものとする。

- 2 承認を決定した場合は、指令・連番号簿(千葉市文書規程様式第4号)に必要事項を記載し、承認する場合は通報承認通知書(規程様式第4号)に、承認できない場合は、通報不承認通知書(様式第2号)に、指令番号を付して申請者に通知するものとする。
- 3 通報の承認を通知するときは、申請者に対して登録者等に承認を受けた旨を連絡するよう指導すること。

#### 第4 承認後の指導

- 1 署長は、承認対象物の管理について権原を有する者に対して、承認後も立入検査、防火管理指導及び自衛消防訓練等の機会を捉え、非火災報防止対策及び自動火災報知設備の作動時の対応が適正に推進されるように継続して、次により指導を行うものとする。
  - (1) 防火対象物が無人状態(休日、夜間等完全に人が存在しない状態はもとより、残業等で極めて少数の従業員が存在している場合など自動火災報知設備の直接監視が実質的に行われていない状態を含む。)にある場合のみ即時通報を行うこと。
  - (2) 自動火災報知設備の非火災報が発生した場合は、その原因を調査し感知器の交換等、必要な非火災報防止対策を講じること。
  - (3) 自衛消防訓練等を実施する場合で、自動火災報知設備を作動させるときは、連動停止スイッチ箱等を操作し、作動信号が送信できない措置をした後に実施すること。
  - (4) 現場派遣員は、現場到着後に消防隊と速やかに連絡をとり、その指示に従った対応措置ができること。

#### 第5 通報等への対応に係る報告

署長は、通報により承認対象物に消防隊が出動した場合は、作動原因並びに現場派遣員及び関係者の現場対応等について調査を行い、調査結果に基づき関係者に指導を行うとともに、必要に応じ調査内容及び指導事項を、消防局長(以下「局長」という。)に報告するものとする。

#### 第6 承認内容の変更届出

- 1 署長は、規程第7条に規定する通報承認内容変更届出書(規程様式第5号)を受理した場合は、届出書等の記載事項を確認し、文書整理簿により受け付けるものとする。
- 2 通報承認内容変更届出書の受付後、承認対象物台帳に記載されている当該事項について修正を行うとともに、届出者に対して登録者等に通報承認内容変更の届出をした旨を連絡するよう指導すること。

## 第7 承認の取消し

- 1 署長は、承認対象物が規程第8条に規定する承認取消し事由のうち、不相当と認められる事由とは、次に掲げるものとする。
  - (1) 承認対象物の使用を中止したとき。
  - (2) 千葉市消防違反処理規程（平成2年9月7日消防局訓令（甲）第24号）第5条に基づく措置を受けたとき。
- 2 承認対象物が規程第8条に規程する事項に該当した場合で、是正を指導しても改善されない場合は、当該対象物の承認の取消しの決定を行うものとする。
- 3 2により承認の取消しを決定した場合は、指令・達番号簿に必要事項を記載し、通報承認取消通知書（様式第3号）に達番号を付して、当該対象物の管理について権原を有する者にその旨を通知するものとする。
- 4 3により通知した場合は、当該対象物に係る事項を承認対象物台帳から抹消するものとする。

## 第8 登録申請の受理

局長は、登録の申請があった場合は申請書等の記載事項を確認し、文書整理簿により受け付けるものとする。

## 第9 登録の決定

- 1 局長は、第8により申請を受理した場合は、規程第5条第3項各号に掲げる登録要件について、別記2の「登録基準」により審査し、その結果に基づき登録の決定を行うものとする。
- 2 審査結果に基づき登録を決定した場合は、登録簿（様式第4号）に登録するものとする。
- 3 登録する場合は通報登録通知書（様式第5号）に、登録しない場合は通報不登録通知書（様式第6号）に、指令番号を付して申請者に通知するものとする。
- 4 登録した場合は、署長にその旨を通知するものとする。

## 第10 登録の更新

- 1 局長は、登録者から規程第5条第6項に規定する登録の更新があった場合は、登録更新申請書（様式第8号）により行わせるものとする。
- 2 1の申請があつた場合は、申請書等の記載事項を確認し／文書整理簿により受け付けるものとする。
- 3 登録の更新を決定した場合は、第9の3と同様により申請者に通知するものとする。

## 第11 登録内容の変更

- 1 局長は、規程第5条第7項に規定する登録内容の変更は、登録内容変更届出書（様式第9号）により行わせるものとする。
- 2 1の登録内容変更の届出があった場合は、届出書等の記載事項を確認し文書整理簿により受け付けるものとする。
- 3 登録内容変更届出書を受理した場合は、登録簿の内容を変更することともに署長にその旨を通知するものとする。

#### 第12 登録取消しの決定

- 1 局長は、登録者が規程第5条第8項各号に掲げる事項に該当し、かつ、是正を指導しても改善されない場合は、登録取消しの決定を行うものとする。
- 2 1の登録取消しを決定した場合は、登録取消通知書（様式第7号）に達番号を付して、登録者にその旨を通知し、登録簿から抹消するものとする。
- 3 登録簿から抹消した場合は、署長にその旨を通知するものとする。

#### 第13 その他

- 1 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- 2 この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成11年3月25日10千消予第305号）

附 則（平成31年4月19日31千消予第169号）

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。



様式第2号

## 通報不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

消防署長 印

平成 年 月 日付けで承認の申請がなされた下記の防火対象物は、次の理由により通報の承認をしないので通知します。

記

|        |     |  |
|--------|-----|--|
| 申請対象物  | 所在地 |  |
|        | 名称  |  |
| 不承認の理由 |     |  |

様式第3号

## 通報承認取消通知書

第 年 月 日  
号

様

消防署長 印

下記の承認対象物は、即時通報の承認に関する規定第8条の規定により通報の承認を取り消したので通知する。

記

|      |  |
|------|--|
| 所在地  |  |
| 名称   |  |
| 承認番号 |  |
| 理由   |  |

様式第 4 号

登 録 簿

|               |                   |     |
|---------------|-------------------|-----|
| 登 録 年 月 日     |                   |     |
| 登 録 更 新 年 月 日 |                   |     |
| 登 録 番 号       |                   |     |
| 登 録 者         | 所 在 地             |     |
|               | 名 称               | 電 話 |
|               | 代 表 者<br>職<br>氏 名 |     |
| 受 信 場 所       | 所 在 地             |     |
|               | 名 称               | 電 話 |
|               | 責 任 者<br>職<br>氏 名 |     |
| 待 機 所 数       |                   |     |



様式第5号

## 通 報 登 録 通 知 書

第 年 月 日  
号

様

千葉市消防局長 印

平成 年 月 日付けで提出のあった登録申請書に基づき、下記のとおり登録したので通知します。

記

|               |       |
|---------------|-------|
| 登 録 の 種 別     | 新規 更新 |
| 登 録 年 月 日     |       |
| 登 録 更 新 年 月 日 |       |
| 登 録 番 号       |       |
| 所 在 地         |       |
| 名 称           |       |
| 代 表 者         |       |

様式第6号

# 通 報 不 登 録 通 知 書

第 年 月 日  
号

様

千葉市消防局長 印

平成 年 月 日付けで提出のあった申請に基づく登録は、下記の理由により登録しないので通知します。

記

| 登録の種別 | 新規 | 更新 |
|-------|----|----|
| 理由    |    |    |

様式第7号

# 通 報 取 消 通 知 書

第 年 月 日  
号

様

千葉市消防局長 印

即時通報の承認に関する規程第5条第8項の規定により、あなたの登録  
(第 号) を取り消したので通知する。

記

取り消しの理由

通 報 更 新 申 請 書

年 月 日

千葉県消防局長

住 所

申請者

氏 名

即時通報に関する規程第 5 条の規定により、次のとおり登録を申請します。

|        |         |        |
|--------|---------|--------|
| 登録者    | 所 在 地   |        |
|        | 名 称     | 電話 ( ) |
|        | 代表者職・氏名 |        |
| 受信場所   | 所 在 地   |        |
|        | 名 称     | 電話 ( ) |
|        | 責任者職・氏名 |        |
| 待機所数   |         |        |
| 受<br>付 |         | 備<br>考 |

(注) 必要な関係書類を添付すること。

様式第9号

## 通 報 内 容 変 更 届 出 書

|                   |             |  |
|-------------------|-------------|--|
| 年 月 日             |             |  |
| 千葉市消防局長           |             |  |
| 届出者<br>住 所<br>氏 名 |             |  |
| 登 録 者             | 登 録 番 号     |  |
|                   | 所 在 地       |  |
|                   | 名 称         |  |
|                   | 代 表 者 職 氏 名 |  |
| 変<br>更<br>内<br>容  |             |  |
| 受<br>付            |             |  |

(注) 変更に係る書類を添付すること。

## 審 査 基 準

- 1 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条により、又は当該規定に準じて自動火災報知設備が防火対象物全体に設置され、及び維持されていること。（第2条第1号）
  - (1) 法第17条の規定の対象となる防火対象物にあつては、法第17条、法第17条の3の2及び法第17条の3の3の規定に基づき適正に設置され、及び維持されていること。
  - (2) 法第17条の規定の対象とならない防火対象物にあつては、法第17条に定める技術上の基準に準じて設置され、法第17条の3の3の規定に準じて点検が行われ及び点検記録を作成し保存しているものであること。
- 2 自動火災報知設備には、非火災報防止対策が講じられていること。（第2条第2号）

非火災報防止対策には、次のいずれかにより措置されていることを通報承認申請書（様式第1号）の裏の非火災報防止対策の状況欄で確認すること。

  - (1) 蓄積型の受信機又は中継器
  - (2) 二信号式の受信機
  - (3) 蓄積付加装置
  - (4) 感知器の適材適所
- 3 自動火災報知設備の作動信号を遠隔通報装置に送信する機器等は設置、及び維持管理が適正になされていること。（第2条第3号）
  - (1) 移報用装置、連動停止スイッチ箱を用いる場合は、社団法人日本火災報知機工業会の自主認定品とすること。
  - (2) 遠隔通報装置は、第5条第2項各号に基づき申請されたものであるかを確認すること。
- 4 自動火災報知設備の作動信号を受けた者が通報するときは、防火対象物は無人状態であること。（第2条第4号）
  - (1) 無人状態とは就業時間帯以外の時間、休日、夜間等、完全に人の存在しない状態はもとより、残業等で極めて少数の従業員が存在している場合など、自動火災報知設備の直接監視が実質的に行われていない状態を含むものであること。
  - (2) 通報承認申請書（様式第1号）の就業時間帯欄に記載されている就業時間及び就業日により確認すること。
- 5 条例第42条の4に規定する講習を受講した現場派遣員がいること。（第2条第5号）

条例第42条の4に規定する講習を受講した現場派遣員がいない場合にあっては、他の消防本部に於いて実施した、条例第42条の4に規定する講習と同程度の自衛消防隊に関する講習を受講した者を、現場派遣員として認めて差し支えないものであること。

6 現場派遣員が、自動火災報知設備の受信機の設置場所まで連やかに到達できること。（第2条第6号）

(1) 現場派遣員は、承認を受ける防火対象物に消防隊が到着してから、20分以内に到着できること。

(2) 20分の判断は、現場派遣員の常時存する場所から承認防火対象物まで、次の手段に応じた距離の範囲内にあるか否かを目安とすること。

ア オートバイ及び自動車の場合 10 km

イ 自転車の場合 6 km

ウ 徒歩の場合 3 km

(3) 現場派遣員が、自動火災報知設備の受信機の設置場所まで到達できる手段とは、防火対象物の内部進入に際して、施錠されている場所の鍵を保有しているか又は自動火災報知設備連動若しくは遠隔操作による解錠装置が設置されているものであること。

7 承認申請が建物全体にわたって行われること。（第2条第7号）

管理権原者が複数となる防火対象物の申請にあっては、全ての者から申請が行われるものであること。

この場合、通報承認申請書（様式第1号）の申請者欄には、代表者1名を記入し、その他の者は委任状を添付させること。

8 防火対象物の異状の有無を確認するための必要な破壊を承諾することができること。（第2条第8号）

申請書に破壊を承諾する旨が記載されていることから、当該申請書の提出をもって破壊の承諾があったものとして取り扱うこと。

9 第5条に規定する即時通報の登録を受けた者が通報を行うものであること。

ただし、通報を行う者を当該登録を受けた者とするできない場合は、同第3項各号に掲げる事項に適合する者とするすることができる。（第2条第9号）

(1) 登録者については、登録簿（別記様式第6号）により確認すること。

(2) 未登録者の通報にあっては第4条第3項の規定により、即時通報に係る体制（様式第2号）及び第5条第2項各号に掲げる添付書類により確認すること。

## 登 録 基 準

- 1 防火管理及び火災対応に関する十分な知識及び能力を有していること。  
(第 5 条第 2 項第 1 号)
  - (1) 受信場所又は営業所ごとに教育担当者講習を修了した教育担当者を指定し、当該教育担当者により組織的、計画的な防火・防災教育を実施していること。
  - (2) 通報を担当する者は、条例第 4 2 条の 4 に規定する講習を受講していること。
  - (3) 現場派遣員は条例第 4 2 条の 4 に規定する講習を受講していること。
- 2 即時通報に係る適切な体制を有していること。(第 5 条第 2 項第 2 号)
  - (1) 遠隔通報装置、受信用装置及び連絡用機器等の一連の機器等が適正な機能を有していること。
  - (2) 待機所の現場派遣員数、保有車両数が適正であること。
  - (3) 受信場所及び待機所の対応体制が確立されていること。
  - (4) 自動火災報知設備の受信機が設置されている場所までの到達手段を有していること。
- 3 自動火災報知設備の送信信号を受信する機器等の維持管理が適正になされていること。(第 5 条第 2 項第 3 号)

遠隔通報装置、受信用装置、連絡用機器等の一連の機器等の維持管理方法が明確に定められ、適正に維持管理されていること。